

「特別口座」のお客様情報の登録状況の更新のお願い

証券保管振替機構（以下「ほふり」）では、特別口座をお持ちの方に、お客様情報の登録状況のご確認をお願いしております。特別口座を開設した覚えのない場合でも、信託銀行等に特別口座が開設されている可能性がありますので、以下の内容にご留意下さい。

特別口座とは

ほふりは株券電子化に当たって、株主に対して、お手元に持っている株券を事前にほふりに預託していただくようご案内し、預託していただいた株券の電子的な管理を開始いたしました。しかし、株券電子化の前にほふりに株券を預託していない株主の保有している株式については、株券を発行している企業が、株主の権利を保全するために信託銀行等に開設した口座で管理されており、この口座等を「特別口座」といいます。また、株券電子化後に上場した企業の株式のうち、株主によって記録先の口座が開設されなかった株式についても、特別口座で管理されています。これらの特別口座は株主名簿に記載された情報をもとに開設されていますが、「カナ氏名又はカナ名称」及び「生年月日」は株主名簿の記載事項ではないため、特別口座には「カナ氏名又はカナ名称」及び「生年月日」が登録されておりません。

ほふりでは、お客様が複数の証券口座を開設している場合に、口座開設先に登録されている氏名・住所等のお客様情報をもとに、1人の株主の情報としてまとめて管理しており、これを「名寄せ」といいます。

2027年7月20日以降、名寄せの基準が一部変更されるため^(※1)、「カナ氏名又はカナ名称」及び「生年月日」が登録されていないお客様情報は、名寄せされない場合があります。また、すでに名寄せされているお客様情報であっても、名寄せが解除される可能性があります。

名寄せされない又は名寄せが解除された場合、同一株主とみなされず、保有株式数に応じた株主優待の受領や議決権の行使などの株主の権利が適切に確保されないことがあります。特別口座をお持ちの方は、特別口座が開設されている信託銀行にお客様情報の登録情報の更新をお願いします。^(※2)

(※1) 変更後の名寄せの基準については、ほふりホームページで公開されている「マイナンバー及び法人番号を利用した名寄せ基準の適用例」をご参照ください。

(※2) 特別口座の開設先を失念した場合は、ほふりに「登録済加入者情報の開示請求」を申込むことで確認できます。詳細は、ほふりホームページをご覧ください。

<https://www.jasdec.com/procedure/shareholders/disclosure/>